

地域包括支援センター運営協議会の機能の拡充について（案）

1 趣旨

地域包括支援センター運営協議会は、①地域包括支援センターの運営の承認に関する審議を行うこと、②地域密着型サービスについて市長へ意見を述べることを役割とし、平成 18 年に設置された。その後、急速な高齢化に伴い、高齢者のみ世帯や単身高齢者、認知症高齢者が増加し、高齢者が地域で生活を継続する上での様々な問題が顕在化する中、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年に向けて地域包括ケアシステムの更なる推進が求められている。

こうした流れを踏まえ、地域包括支援センター運営協議会についても、地域包括支援センターと地域密着型サービスに関する協議に役割を限定するのではなく、地域包括ケア全般の審議、提言にまで機能を拡充することが、武蔵野市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画に掲げる「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」を進める上でも重要であると考えられる。

2 協議体の設置について

○本市は、高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画において協議体を設置することを明記している。

【高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（P38）】

「そのため、武蔵野市では、地域包括支援センター等に「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、関係機関等で構成する「協議体」を設置し、地域ケア会議等で把握された地域のニーズに対して必要なサービス等について検討します。」

個別施策	内容
生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置	・地域ニーズを掘り起こし、既存の地域資源や人材とマッチングさせる役割を担う生活支援コーディネーターを地域包括支援センター等に配置します。 ・ <u>生活支援コーディネーターとサービス提供主体となる関係機関等が参画し、定期的な情報共有や連携強化等のための検討を行う協議体を設置します。</u>

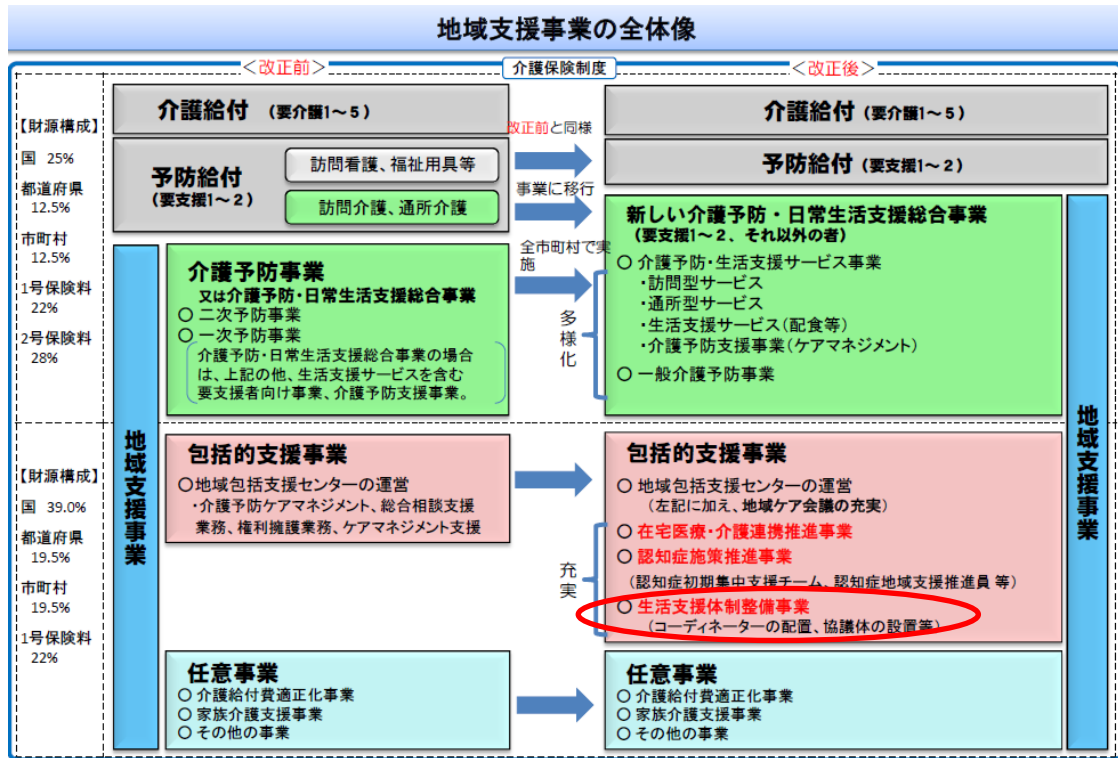
○国は、地域包括ケアシステムの構築を目指し、次の役割を持つ協議体を設置することを市町村に提示している。（生活支援体制整備事業（包括的支援事業））

- ・生活支援コーディネーター（*）の組織的な補完
- ・地域ニーズの把握（アンケート調査やマッピング等の実施）
- ・情報の見える化の推進
- ・企画、立案、方針策定を行う場
- ・地域づくりにおける意識の統一を図る場
- ・情報交換の場
- ・働きかけの場

* 生活支援コーディネーター

①高齢者の生活支援サービスの開発、担い手の養成、②関係者のネットワークの構築、③支援を必要とする高齢者とサービスのマッチングを行う者。本市では、基幹型地域包括支援センターに第1層（市全域レベル）の生活支援コーディネーターを平成26年4月より配置。平成28年度からは在宅介護支援センターに併設する地域包括支援センターにも配置予定（第2層（在宅介護支援センター圏域レベル））。

<参考>厚生労働省資料



コーディネーターの目的・役割等について

設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、**関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら**、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

役割

- 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の**資源開発**……第1層、第2層
- サービス提供主体等の関係者の**ネットワーク構築**……第1層、第2層
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動の**マッチング** ……第2層

配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、**地域の実情に応じた多様な配置が可能**であるが、**市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動**することが重要。

資格・要件

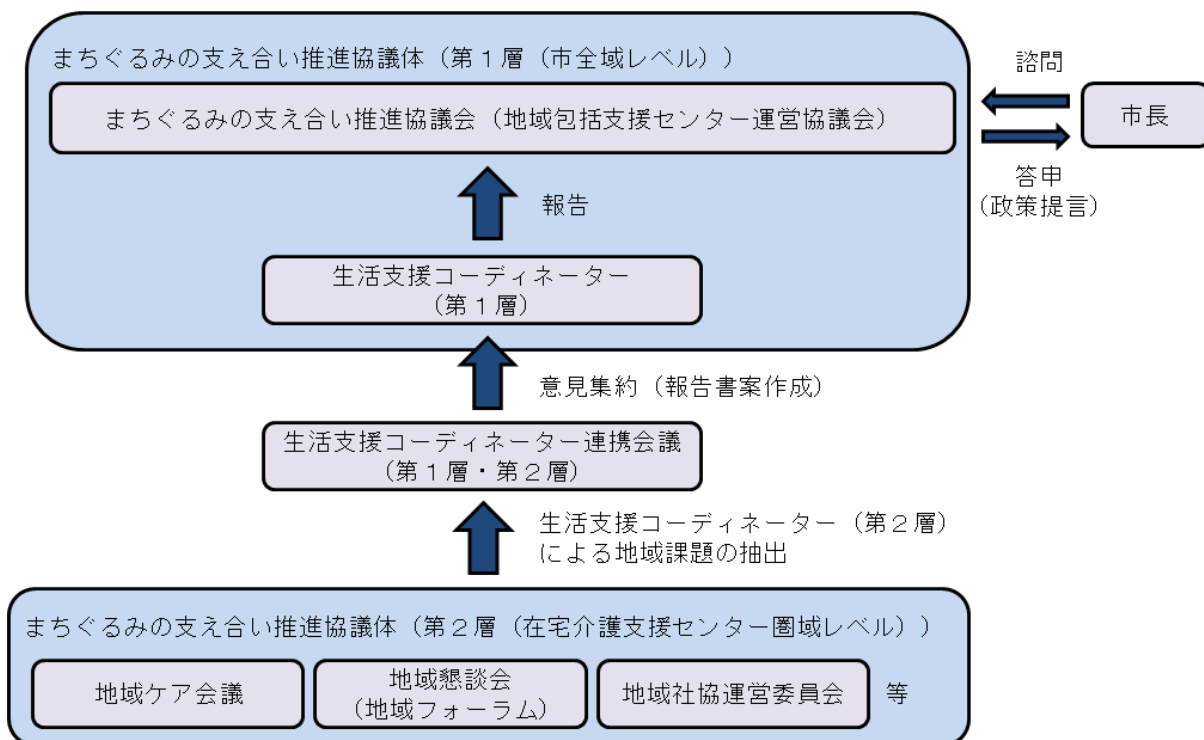
- 地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。
- 特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。
- コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。

3 武蔵野市の協議体に対する考え方

従来の地域包括支援センター運営協議会を、地域包括ケア全般についての審議を行う「まちぐるみの支え合い推進協議会」として拡充。（国が示す第1層（市全域レベル）の協議体としても位置付ける。）

4 構成案

- ・既存の地域ケア会議（国が示す第2層（日常生活圏域のレベル）の協議体の位置づけ）等に生活支援コーディネーター（第2層）が参加し、地域課題の抽出を行う。
- ・抽出した地域課題について生活支援コーディネーター連携会議で意見集約を行い、「まちぐるみの支え合い推進協議会」において生活支援コーディネーター（第1層）が報告する。
- ・「まちぐるみの支え合い推進協議会」で報告の内容について審議し、市長へ答申（政策提言）を行う。



5 今後の予定

武蔵野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱を改正した上で、平成28年度より新形態による運営協議会を開始することを予定。（詳細は次回の運営協議会にて協議。）